

## ■ 久米島町グリーンビュー阿里分譲地販売案内書 ■

### 1. 申込資格

次の全てに該当する者とします。

- (1) 税金の滞納がない者
- (2) 以下に該当しない者
  - ・物件を売買の用に供しようとする者
  - ・未成年者（親権者の同意のあるものを除く）
  - ・外国籍を有する者（日本に永住権のあるものを除く）

### 2. 販売区画数・面積・価格

別紙「分譲価格表」をご覧ください。

### 3. 申込方法

- (1) 受付期間 申込順により随時受付致します（先着順）
- (2) 申込者の条件 申込者、契約者、登記名義者等の一連は全て同一人とします。
- (3) 申込書類
  - ・分譲地購入申込書
  - ・納税証明書（申込者本人のもの）
  - ・住民票（申込者本人のもの、マイナンバー記載なし）
- (4) 受付場所 〒901-3193 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地  
久米島町役場 総務課 電話：098-985-7121

### 4. 売買後の条件

- (1) 契約締結の日から起算して10年間、第三者に売買、または譲渡することができません。
- (2) 引き渡し後は土地の管理者として定期的な雑草や雑木の除去等をして、近隣居住者に迷惑をかけないようにしてください。
- (3) 現状有姿での売買となります。
- (4) 契約締結の日から起算して10年間、売買物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に定める暴力団その他の反社会的団体及びそれらの構成員がその活動のために利用する等公序良俗に反する用に供することができません。
- (5) 契約締結の日から起算して10年間、売買物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業の用に供することができません。

## ■ 久米島町グリーンビュー阿里分譲地販売案内書 ■

### 5. 契約方法

- (1) 契約締結期限 申込書提出を受けた後に審査を行い、適当であると認めた場合は分譲決定通知を送付します。決定を受けた場合、決定通知の日から1カ月以内に契約を行ってください。この期間内に契約に至らない場合、申込書および決定通知書の効力は失われます。
- (2) 契約書の作成費用 収入印紙等の費用は買主の負担となります。
- (3) 必要書類等
- ・収入印紙（契約書貼付分、登録免許税分）
  - ・印鑑
- (4) 契約代金の納入方法
- ①一括納入の場合
    - ・契約締結時に全額納入していただきます。
  - ②分割納入の場合
    - ・契約締結時に契約保証金として契約代金の一割を納入、契約締結日から1カ月以内に残額を納入していただきます。納入期日を遅延した場合、契約保証金は町に帰属します。
- ※契約代金全額の納入後に事前に連絡のうえ、本人様控えの写しを提出してください。

### 6. 契約の解除

次のいずれかの事項に該当した場合は、契約を解除又は申込を却下いたします。

- (1) 虚偽の申込をしたと認められるとき
- (2) 買受人の資格を失ったと認められるとき
- (3) 契約書に定める条件に違反したとき
- (4) その他分譲をすることが不相当と認められるとき。

### 7. 登記

契約代金納入完了後に町が所有権移転登記を行います。登記完了後、登記完了証等の書類をお渡ししますので受領印の押印をお願いします。

### 8. 問い合わせ先

〒901-3108 沖縄県島尻郡久米島町字比嘉 2870 番地

久米島町役場総務課 行政班 町有地担当 電話：098-985-7121